

令和5年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和5年8月10日 開会

令和5年8月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和5年8月10日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齋藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 19 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 近 藤 千 鶴	3 番 赤 池 勝
4 番 齋 藤 学	5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均
7 番 佐 野 強	8 番 伊 藤 照 男	9 番 近 藤 雅 隆
10 番 村 松 義 正	11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子
13 番 遠 藤 光 浩	14 番 旭 一 昭	15 番 荻 真 教
16 番 後 藤 文 隆	17 番 佐 野 む つ み	18 番 内 堀 忠 雄
19 番 杉 山 弘 子		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 渡 井 清 孝
6 番 村 松 慎 一	7 番 土 井 一 彦	8 番 加 藤 文 男
9 番 藤 浪 庸 一	10 番 有 賀 文 彦	11 番 鈴 木 四 郎
13 番 牧 澤 邦 彦		

欠席委員

4 番 渡 邊 勝 彦	5 番 竹 川 篤 志	12 番 篠 原 兼 義
-------------	-------------	--------------

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕 紀 子	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司

議長 会長 齋藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。これにより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、「農地法の規定による申請について取消願の処理状況」を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

では、本日配付しました令和5年7月10日から令和5年8月9日までの農地法の規定による申請(許可)について取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。令和5年7月10日、農地法第5条許可、許可番号第37号の案件について都合により取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、1番 脇坂英治委員、2番 近藤千鶴委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、1番 脇坂英治委員、2番 近藤千鶴委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第45号から議第53号です。

初めに、報第45号から報第49号まで一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和5年6月21日から令和5年7月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1及び2ページを御覧ください。

朗読します。

報第45号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が4件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

朗読します。

報第46号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の4及び5ページを御覧ください。

朗読します。

報第47号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6から8ページを御覧ください。

朗読します。

報第48号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、12件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9及び10ページを御覧ください。

朗読します。

報第49号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、2件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第45号から報第49号まで報告済みといたします。

「議第48号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の11ページを御覧ください。

議第48号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は星山で、星山公民館の南に位置する農地です。

受人は星山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

渡人は県外に居住しており、農地の管理ができずに放置され、草等が繁茂していたところ、これまで見かねて草刈りを管理して行っていた近隣に作業所がある受人へ贈与するに至ったものです。

受人は新規就農者となり、申請地でミカンを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は251平方メートルで、受人の稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は沼久保で、沼久保老人生涯センターの東に位置する農地です。

受人は富士市中之郷にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。

申請地は現所有者が父親から相続しましたが、管理ができず、貸付けの斡旋申出が出されていた農地になります。また、受人は、芝川で新規就農をした一般法人にて農業に携わり、退職後、自身で耕作したく、借受けの斡旋申出を出し、今回借り受けることとなったものです。多品目の露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は932平方メートルで、受人の稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は外神で、江柏集会所の北東に位置する農地です。

受人は外神にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は申請地近傍の畑を耕作しており、規模拡大をしたく申請に至ったものです。受人はサツマイモを申請地で栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1万7,437平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は外神で、外神陽光園の西に位置する農地です。

受人は外神にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は申請地の道路向かいに居住しており、受人が自家消費用の野菜を栽培したく申請に至ったものです。多品目の露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は252平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は粟倉で、ふるさと産業農民市場の北に位置する農地です。

受人は万野原新田にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は渡人が相続したものの管理ができず荒れており、近隣の農地を口約束で耕作していた受人が規模拡大を希望していたことから申請するに至ったものです。なお、受人が口約束で借りていた農地は今後返還する予定とのことです。受人とこの受人の外国籍の夫は複数台の農機具を所有しており、近隣農地についても荒らさず耕作を行っている状況です。

受人の許可後耕作面積は7,811平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は上条で、上条上区区民館の南西に位置する農地です。

受人は上条にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は申請地の隣に居住しており、これまで申請地で農業を手伝っていたところ、渡人から所有権移転の上、管理してもらいたい旨の申出があり、申請に至ったものです。申請地では露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は259平方メートルで、稼働人員は4名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は上井出で、パーパス富士宮工場の北東に位置する農地です。

受人は静岡市清水区にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は近隣に受人所有の農機具小屋を所有し、これまで当該地を25年前から耕作しており、現在も週3回ほど清水区から通作しています。平成9年に仮登記を行っていましたが、このたび正式に手続を取り、所有権移転を行うため、申請に至ったものです。申請地では露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は3,863平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地は半野で、大倉川農地防災ダムの東に位置する農地です。

受人は富士市川成島にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になりま

す。

受人は自宅敷地内や知人の農地で野菜等を栽培しており、規模拡大をしたく不動産屋に相談をしたところ、申請地を紹介され、申請に至ったものです。申請地の隣地には原野があり、農機具小屋や休憩場所の建築について市の都市計画課に相談しており、通作や地域との利用調整についても協力するとのことでした。申請地では露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1,993平方メートルで、稼働人員は5名です。

続きまして、第9項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地は下柚野で、東洋カプセル芝川工場の西に位置する農地です。

受人は申請地近傍にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。持ち分贈与契約になります。

申請地は相続により複数の相続人との共有になっておりますが、実際の管理は受人が行っており、他の持ち分所有者が共有持ち分を手放したく、申請に至ったものです。申請地ではウドやタラの芽を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は変わらず462平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第10項及び別冊航空写真10ページを御覧ください。

申請地は長貫で、楠金公民館の東に位置する農地です。

受人は長貫にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は申請地の隣地に居住しており、これまでも申請地での農業を手伝っており、渡人から管理を引き継ぐため申請に至ったものです。申請地では露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は221平方メートルで、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第10項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項、2項、4項、5項、6項、7項、8項及び10項について、担当委員の調査報告をお願いします。

16番。

16番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告いたします。

8月9日10時30分、事務局1名と杉山委員、受人と私で申請地にて会い、話を聞きました。渡人は遠方のため、会うことができませんでしたが、申請地の地目は畑で休耕状態のところ、受人がたびたび草刈りをしてありました。

申請地は、渡人が遠方のため耕作管理できず苦慮しているところ、近隣の受人に贈与することで話が成立し、今回に至りました。申請地ではミカンの栽培を計画しています。

申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いします。

議長

19番。

19番 杉山弘子委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告いたします。

8月9日9時半から譲り受人の■■■■様と農業委員の後藤さん、私、事務局の1名の計4名で現地調査させていただきました。

申請地は田んぼとして使用されていたところでした。農業委員会、借入れの斡旋を申込みされていた方で、この場所を借りることになったとのことでした。新規就農者で、経験は研修4か月を含めて1年以上ありまして、栽培技術をお持ちの方でした。有機農法で、白菜、キャベツ、ニンジン、大根を栽培していくとのことでした。

周辺地域との関係は、地元の人たちの意見をしっかり聞いて一緒に取り組んでいくと話されていたので特に問題ありません。

事務局の説明どおりで特に問題ありません。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

15番。

15番 荻 真教委員

15番です。ただいま審議中の議第48号、第4項の案件について調査報告いたします。

8月8日火曜日午後1時20分から申請地にて、■■■■行政書士、事務局1名、私の3名で現地調査をさせていただきました。

申請人の住所と申請地は、道路を挟んで向かいであり、現地も既に整地されていました。小規模農地ではありますが、新規就農するに当たり、機械・機具もそろっており、家庭菜園の経験もあり、現地は耕作に良好と思われま。

事務局の説明どおり特に問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

10番。

10番 村松義正委員

ただいま審議中の第5項の調査結果について報告します。

7月27日午前9時30分、申請人、村松推進委員、私、事務局で申請地で会い、話を聞きました。

内容は事務局の説明どおりですが、申請人はその周りでほかの土地を口約束で借りて耕作しておりますので、農機具等の保有もあり、技術経験も積んでおりますので、申請書のとおりの問題がありませんので、御審議のほどよろしく願います。

議長

事務局。

事務局 池田主査

6項の案件については、会長が担当地区の案件になりますので、事務局から代読させていただきます。

6項の案件について、8月7日の月曜日、午前9時半頃、私、土井農地利用最適化推進委員、事務局1名の計3名で現地調査をさせていただきました。

当初、代理人行政書士が立ち会う予定でしたが、新型コロナの感染が判明したため、現場の近郊にいてもらい、調査を実施いたしました。

現地は既に土を起し整地が行われ、一部作付がなされていました。受人は、渡人の農地の管理を手伝っており、管理を引き継ぎ、農地として利用していくとのことです。受人が申請地の隣に住んでおり、通作や管理のしやすい状況であります。

事務局の説明どおりで特に問題ありません。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

17番。

17番 佐野むつみ委員

17番です。ただいま審議中の第7項の調査結果について報告します。

8月8日午後2時40分頃、申請人、■■■■行政書士、伊藤照男農業委員、事務局、私とで現地調査を行いました。

申請者は遠方より週3回から4回の通いで農作業を行っておりますが、一生懸命耕作されていることが現地で伺われました。

内容については事務局の説明どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長

8番。

8番 伊藤照男委員

第8項の調査について報告いたします。

8月8日、譲受人、■■■■さんの立会いの下、佐野むつみ農業委員、私、農業委員会事務局1名とで現地調査を行いました。

申請地は、農家の担い手育成基盤事業として行われた、白糸半野の水田圃場整備地であります。現在は水田として利用されていますが、収穫後、譲受人、■■■■さんは、野菜・果樹の栽培を計画しています。今後の担い手不足と遊休農地の拡大が危惧される中、他地域からの白糸地域への就農者もその解消の一つになればと考えます。

内容は許可申請書のとおりであり、問題はありませんので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

2番。

2番 近藤千鶴委員

ただいま審議中の第10項の調査結果について報告します。

8月3日午前9時半に現地にて、受人と渡人の代理人と事務局2名、農地利用最適化推進委員の鈴木四郎氏と私とで会い話を聞きました。

申請地は畑として現状も耕作されております。

受人が現在所有している農地は全て耕作されており、今回の申請地についても、キュウリ、カボチャ、シソの葉、スイカ等の栽培を計画的にしており、周辺地域における影響や農地の効率的な利用に問題がありません。夫婦で農業をやっており、住居の隣の渡人の耕作を手伝っており、今回管理を引き継ぐこととなりました。草1本生えていない畑を拝見し、御夫婦の農業に対する心意気を感じ、大変好感が持てました。また、受人の農機具の保有や労働力が確保され、技術・経験も備えており、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第49号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の14ページを御覧ください。

朗読します。

議第49号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しよ

うとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は、現在、実家に居住しており、子供が生まれ手狭になり、住宅の建設を検討していたところ、実家から土地を借りられることになったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は、市街化区域に近接する農地で、第2種農地に該当する農地になります。本家の所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由に問題はありません。周囲は、北を宅地、東を道路、南を原野、西を農地に接しておりますが、周辺をコンクリート壁によって仕切り、また、排水については浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

資金についてですが、借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第2項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は、現在、借家に居住しており、将来設計を検討したところ、実家から土地を借りられることになったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は、沼久保駅から300メートル以内に位置する第3種農地に該当します。周囲は、北と西を宅地、東を畑、南を道路に接しておりますが、周辺についてコンクリート等で仕切り、また、排水について浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

資金についてですが、借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第3項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は、現在、借家に居住しており、将来設計を検討したところ、実家から土地を借りられることとなったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は、農業振興地域区域内農用地区域にありましたが、既に除外済みであり、市街化区域に近接する第2種農地に該当します。周囲は、北を宅地、東を水路、南を雑種地、西を道路に接しておりますが、周囲については、東側水路はコンクリート擁壁、北と南側についてはコンクリート壁で見切りを行い、また、排水については浄化槽を通し、東側の水路へ放流するなど被害防除措置を

行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

資金については、借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第4項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、駐車場1台に転用しようとするものです。

申請人は、申請地の近隣に居住しておりますが、自宅までの通路が狭く、また自宅にも駐車スペースが小型車1台分しかないため、本申請地を利用したく申請に及んだとのことです。

申請地は市街化区域に近接する第2種農地に該当します。周囲は、北側に官有地、東、南、西側を道路に接しており、周辺に農地はないため、影響はないと思われます。使用を検討した土地の中で地域の農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由には問題はありません。万が一被害が発生した場合は、自己責任において対応します。

資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第5項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は、現在、借家に居住しておりますが、子供が成長し手狭になり、住宅の建設を検討したところ、実家から土地を借りられることになったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は、上野小学校の南50メートルほどに位置しており、上野出張所から500メートル以内に立地する第2種農地に該当する農地になります。本家の所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断される土地を選定しており、選定理由に問題はありません。周囲は、北と西を宅地、東と南を道路に接しており、周辺を石積みによって仕切り、また、排水について浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

資金については借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第6項及び航空写真16ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、駐車場2台に転用しようとするものです。

申請人は、申請地の北側に居住しており、申請人、妻、両親で車4台を所有しているところ、2台分しか駐車できないため、本申請地を利用したく申請に及んだとのことです。

申請地は、芝川駅から南東に500メートルほど離れた第2種農地に該当します。周囲は、北と東を宅地、南を鉄道用地、西側を道路に接しており、周辺に農地はないため、影響はないと思われ

ます。使用を検討した土地の中で農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由に問題はありませぬ。万が一被害が発生した場合は、自己責任において対応します。

資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する予定となっております。

第7項及び航空写真17ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が従業員用駐車場として転用しようとするものです。なお、申請地は平成18年頃から同様の利用が続けられており、追認の許可申請となります。

申請人は、精密板金加工業を経営しており、申請地を含めて従業員用駐車場として使用したところ、錯誤により他人の土地に食い込んで使用していることが発覚したため、申請に及んだとのことです。

申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、万が一被害が生じた場合は、申請者の責において解決いたします。

第8項につきましても第7項と同じ申請人となります。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。第7項と同じ申請人が、河川用地として転用しようとするものです。申請地は、平成18年頃から同様の利用が続けられており、追認の許可申請となります。

申請人は、駐車場敷地内にある水路敷を錯誤により駐車場として使用していましたが、この水路敷を用途廃止し、富士宮市から取得する予定です。その代替として申請地を買い受け、取得した申請地を河川用地として富士宮市へ寄附する予定となっております。

申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、万が一被害が生じた場合は、申請者の責において解決します。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の17ページを御覧ください。

朗読します。

議第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき、所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において、農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項から第4項までは同一の案件であるため、一括して説明を行います。

航空写真18ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人は、売買により土地を取得し、資材置場及び駐車場用地として転用しようとするものです。

申請地は北山インターチェンジと山宮小学校の間に位置する市街化区域に近接する第2種農地に該当します。

申請人は、市内北部地域の事業の増加に伴い、工事を円滑に進めるため、資材をストックする場所が必要であること、及び関連会社事業として旅客運送事業を行っていますが、もともと車両置場が不足していたこと、市北部地域への需要にスムーズに対応するため、タクシーなどの車両置場を予定しているとのことです。

本件は7月10日、農業委員会総会の申請期限である6月20日前に申請がありましたが、申請に必要な手続なしに盛土がされており、農地転用違反状態であったこと、他法令の許可見込みが確認できないことがありました。1点目の盛土につきましては是正したとの報告があり、原状回復を確認しております。2点目の他法令の許可見込みが、許可申請を行ったことを確認しました。なお、本件は富士宮市土地利用事業が未承認のため、土地利用事業承認後、及び他法令許可申請について必要に応じて許可を得たこと、またはその見込みが確認する場合があることを条件として許可を行います。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について担当委員の調査報告をお願いします。

3番。

3番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第1項から第4項について報告します。

8月7日午前10時10分より、申請代理人、齋藤会長と私、事務局2名にて現地に集合して調査いたしました。

雨水対策、また、近隣への説明も行っております。

詳細は事務局の説明のとおり、問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり処理することに決定し、8月22日開催の静岡県農業委員会常設審議委員会に諮ります。

「議第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の19ページを御覧ください。

4ヘクタールを超える案件につきましては、許可権限を県知事から移譲されておりませんので、こちらの案件につきましては、県知事が許可を出すこととなります。

当委員会では、本日の総会、静岡県農業委員会ネットワーク機構に意見を聞いた上、県知事宛てに意見書を送付することとなります。その後、県は国と協議し、許可の可否を判断することとなります。順調に進んだ場合、9月の半ば頃許可という流れになることが想定されます。

それでは、朗読します。

議第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において、農業委員会会長が意見決定をする。

第1項及び第2項は同一の案件であるため、一括して説明をします。別冊航空写真19ページを

御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請地につきまして、売買による取得及び地上権設定により、太陽光発電施設の建設のため、転用しようとするものです。なお、第1項が地上権設定、第2項が売買による取得分となります。

申請者は、再生可能エネルギー発電設備の設置・運営・管理などを行う法人で、一連の事業を計画したものです。

全体計画面積が約19ヘクタールのうち、農地部分が約6ヘクタールとなり、経済産業省から認定を受けている15.6メガワットの大規模太陽光発電施設として、2万4,000枚のパネルを設置するのに、最低限必要な面積であること、日照を遮る土地形状ではないこと、比較的緩やかな地形であることを理由として、当該申請地を申請したものです。また、周辺住民や地権者などから協力を得られており、申請に及んだとのことです。

当該地は第2種農地に該当し、周囲に見切りフェンスを設置し、雨水は調整池を経由して水路へ放流する計画となっております。周辺への影響は軽微であること、土地利用事業は承認されております。

なお、FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の認可が2025年3月まで有効であるとの申請でしたが、現在、経済産業省に有効であるかを念のため確認中であり、こちらが有効であることを条件として許可相当と判断します。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

5番。

5番 佐野 守委員

ただいま審議中の第1項から第2項までの調査について報告いたします。

去る8月7日午前11時10分、受人の現場担当者、■■■■さん、ほか3名、農業委員会、齋藤 学会長、塩川推進委員、私、事務局2名で現地調査を行いました。

申請地の農地は、現在、不耕作状態となり、草が覆い茂っている状況ではありますが、申請人が取得後、太陽光発電設備を設置する予定です。申請地は、併用地と合わせて、大規模な太陽光発電設備が敷設される計画で、近隣住民への説明も実施され、周辺の隣接に対する影響がないよう、適切に対策がなされています。

事務局の説明及び申請どおり、問題がありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

13番 遠藤 光浩 委員

3番です。周りがやっぱ農地っていうか、水をためるようなところがあまりないようなこの大事な水をためる農地っていうか森林を平らにしちゃって、水をためる余地を減らしちゃう。そして、今災害なんかがよく起きるんですけども、大きい雨とか水が出た場合、この水が一気にどこへ行くのかなってのちょっと考えなきゃいけないと思うんですけども、簡単に水路を造って流すで済むのかなって自分は思いますけど、どうなんでしょう。

議長

事務局、言ってくれる。

事務局 押尾主任主査

本件につきましては、土地利用事業の承認を受けておりまして、環境企画課のほう窓口としてなっておりますけれども、当然、隣地の部分につきましても確認をしておりまして、当委員会、農地法の申請でございますけれども、それで、他法令のそういったところも確認があることを確認した上で許可申請の審査をしておりますので、それにつきましては、関係する部署のほうでの確認がなされていると考えております。

議長

いいですか。

私が視察に行ったときは、調整池3つだったね。調整池が3つ確認されます、図面に。

どうぞ。

推進委員6番 村松 慎一 委員

今の51号の件ですけど、もう既に工事は着工されてるんですよ。

議長

工事について、事務局。

事務局 押尾主任主査

工事が3月1日から施工されておまして、理由といたしましては、今回、土地利用事業の承認がもう既に済んでいる案件になりますけれども、当然、全体広いものですから、農地部分とそれ以外の土地とございまして、農地法が一番最後に今申請の状態です。

農地部分については、まだ手をつけていない状態ではありますけれども、それ以外の認可が下りているところについては、工事のほうは施工されている状態でございます。

議長

いいですか。ほかに。

どうぞ。

推進委員6番 村松 慎一 委員

今の説明ですね。農地以外は工事を進めているということは分かりました。

それで、この転用事項の中でパネル面積っていうのがありますよね。11万4,270平米ということになってるんですけど、敷地面積が6万826平米ってことは、そのほかに土地が、山林部分とか原野部分等が入っているということよろしいですか。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

おっしゃるとおりでありまして、今回、農地法の申請区域としては6ヘクタールで申請が出ておりますけれど、全体計画面積としては、約19ヘクタール。農地以外の山林等も含めると、19ヘクタールというところになりまして、そのうちのパネル面積がこちらの面積というところになります。

議長

いいですか。

推進委員6番 村松 慎一 委員

そこで、売買と地上権とありますけど、地上権っていうのは、実際のところ何を表しているのかという、その辺がちょっとお聞きしたいと思いますけど。

事務局 押尾主任主査

今回、売買と地上権の設定と2つございますけれども、売買が通常の所有権移転という形でありまして、地上権の設定というのは、所有者は所有権を維持したまま、地上権という権利を設定をして、上物を作るような権利を貸し出すという、そういったものになりまして、今回20年を地上権として設定する予定ということでございます。

推進委員6番 村松 慎一 委員

そうしますと、単なる賃貸借とはまた違うということになりますか。

事務局 押尾主任主査

登記のほうもされる権利になりますので、契約をされた上で、地上権の契約を締結されて、20年の契約をしまして、その後20年以降も更新していくかどうかというのは、また20年後に考慮して決めていくと、そういった流れになってまいります。

議長

ほかに。

どうぞ。

2番 近藤千鶴委員

2番です。この太陽光発電の施工は、実は東京ドーム5個分ありまして、富士宮市にとって、かなり大きな事業になるわけでございます。それで、せっかくですので、実は私、説明会にも行きました。いろいろ説明を受けていますので、先ほど質疑がありました雨水から始まり、電柱のことを

ちょっと申し上げても、せっかくですので。もう農業委員会を通ってしまうと、農業委員会から手が離れてしまうということで、やはり、これ、情報共有をしていくべきだと思いますので、ちょっとお話しさせていただきます。

これに関して、電線は埋設されるそうでございます。そして、雨水は、直径2メートルの放流管を埋設します。水は潤井川とそして安居山用水のほうに入るようになっていきます。そして、上段と下段というんですかね、そこで調整池を分けてあります。3か所です。なかなか、アセスの条件が静岡県から下りなかったのは、実はこの調整池が大変問題になりまして、当初2つだったんですが、それを3つにするということで、静岡県がかなり時間をかけて、そこを厳しくしたわけで、かなり条件としては厳しいと思います。

また、パワーコンディショナーという、そういう、何ていうんですか、こういう大きな発電機みたいなものがあるんですけど、実は、その振動が大変心配なんですけど、実はこれ75デシベルあります。環境基準は45ですのでね、かなり大きいんですね。しかし、人家から離れてるところで、これはクリアできるのではないかと。

また、もし苦情があれば、防護壁を建設するそうでございます。ですので、何か気になるようでしたら、Vウスのほう、南原発のほうへ皆さん、おっしゃってってください。

そして、今、大変で、そういう何ですか、パネルが、もう通電しているものですから、火事とかいろいろ心配になるんですが、これが敷地内を、この4メートルの道路を配置するそうでございます。そうすると、消防車が入りますので、火事があったときにはいいのではないかなというところで、そういうところに気を配っております。

そして、パネルの反射光が普通心配されるんですけども、実は今、意外と技術が進んでいまして、意外と黒くなったりしていますので、前みたいに反射するということはあまり心配ないようでございます。

そして、今、富士宮市でもこの景観条例というのがあるんですが、富士山に対しての、ここはちょっとそれに外れるんですけども、景観に配慮して目立たない色にするそうでございます。

そして、電磁波は出さない。そして、この雨水の放流管の中には、重金属などの汚染物質はないということです。

また、土を運ぶダンプの台数は少ないです。というのは、土は地区内で処理されるそうです。

そして、今、FIT制度を使うと、パネルの最終処分というところで大変心配になるんですけど、FIT制度を使いますと、積立金を積み立てなきゃならないというところで、この積立金でかなりのお金を積み立てます。そして、火災、またいろいろな災害における保険加入というのが強制されていますので、そこも5,000万ぐらいの保険をかけてるようございます。そして、当分の20年の国のFIT制度を使っているものですから、20年間は適切に管理されるようございます。

また、西小と三中の通学路がやはり心配になりますけれども、学校にもいろいろ説明を行って、道路の整備を徹底するというところでございました。

そして、最後にこの地域の要望その他については、いろんなことがあればその都度、丁寧に説明して、納得いくまで話し合うというようなそんな説明を受けてきましたので、いろいろ本当に心配事いっぱいあると思いますけれども、国のFIT制度を使っていますので、その辺のところは、しっかり管理されるのではないかと思います。

以上でございます。

議長

近藤委員から丁寧な説明を受けました。皆さんからもほかにありますか。

ないようでしたら、農業委員による採決をします。

議第51号は、原案のとおり意見決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

13番 遠藤 光浩 委員

反対の人もいるっていうのは、付け加えたほうがいいんじゃないですか。

議長

はい。では暫時、休憩します。

〔休憩〕

議長

では、審議に戻ります。よろしくをお願いします。

では、議第51号は、挙手によって意見決定をすることにします。じゃあ、挙手をお願いします。

賛成の方は挙手を。

〔挙手多数〕

議長

挙手多数と認めます。よって、議第51号は、原案のとおり処理することとし、8月22日開催の静岡県農業委員会常設委員会審議委員会に諮り、意見決定をします。

ちょっと暫時休憩。

〔休憩〕

議長

では審議のほうに戻ります。

「議第52号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、議案の24ページを御覧ください。

朗読いたします。

#### 議第52号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項から第3項まで同一案件ですので、まとめて説明のほうをさせていただきます。別冊航空写真につきましては、20ページを御覧ください。

申請地は上稲子で、上稲子区民館の北に位置する農地です。

第1項について、申請者の先代が相続した昭和21年頃から道路敷として使用されております。第2項については、昭和31年に申請地北側の宅地に住宅を建築したときから、宅地の一部として使用しております。都市計画法上は、線引き前宅地のため、問題ありません。第3項について、以前は畑として使用しておりましたが、昭和47年頃から周辺が山林化したことにより、申請地も山林化し、伐採後も根や傾斜の問題から耕作できず、原野化し、現在に至っております。

以上3件につきまして、申請地は分筆をしており、必要最低限の面積で非農地申請を行うものがあります。

農地への復元も困難なため、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

よろしく御審議ください。

以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

2番。

2番 近藤千鶴委員

ただいま審議中の議第52号の調査結果について、第1項から第3項までまとめて報告いたします。

8月3日、事務局2名と申請人の代理者の行政書士の■■■■氏と、農地利用最適化推進委員の鈴木四郎氏と私とで会い、話を聞きました。

第1項の申請地は、以前は畑として利用していましたが、今は道路として利用されており、第2項の申請地は、今は宅地として利用されております。第3項の申請地は、周辺の山林化に伴い、申請地も山林化し、木を伐採した後も後継者や根の存在により、畑に復元することが不可能であり、いずれも申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第53号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の25ページを御覧ください。

議第53号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和5年7月20日付富農第449号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画について、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画案について説明いたします。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画案の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数11人、利用権を設定する者の数19人、利用権を設定する農用地の面積は4万835.74平方メートルです。所有権移転はございません。

1枚めくって、集積計画を御覧ください。

貸借について、第1項から第19項まで全て中間管理事業になります。

それでは、第1項から順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真21ページを御覧ください。

申請地は人穴で、広見公民館の北東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定となります。期間は7年2か月で新規になります。移転後経営面積は18万1,066.11平方メートルになります。

第2項及び別冊航空写真22ページを御覧ください。

申請地は下条で、妙蓮寺の南に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年で新規になります。移転後経営面積は4万2,282.36平方メートルとなります。

続きまして、第3項及び第4項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真23ページを御覧ください。

申請地は青木で、富丘交流センターの西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸

借権設定です。期間は10年で新規になります。移転後経営面積は9万7,692.96平方メートルです。

続きまして、第5項及び第6項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は24ページを御覧ください。

申請地は北山で、貫間公会堂の西及び南に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は4,661平方メートルです。

続きまして、第7項及び別冊航空写真25ページを御覧ください。

申請地は杉田で、JA富士伊豆農協杉田支店の北西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は4万5,469.76平方メートルです。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は26ページを御覧ください。

申請地は北山で、貫間公会堂の南西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は1万2,070平方メートルです。

続きまして、第9項、第10項及び第11項は同一受人の案件となりますので、まとめて説明いたします。別冊航空写真27ページを御覧ください。

申請地は西山で、西山本門寺の西及び南に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規です。移転後経営面積は1万160平方メートルとなります。

続きまして、第12項及び別冊航空写真28ページを御覧ください。

申請地は青木で、妙蓮寺の東及び南東に位置する農地となります。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規です。移転後経営面積は2万492.61平方メートルです。

続きまして、第13項、14項及び第15項は同一受人の案件となりますので、まとめて説明いたします。別冊航空写真29ページを御覧ください。

申請地は山宮で、山宮スポーツ公園の西及び南東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規です。移転後経営面積は5,602平方メートルです。

続きまして、第16項及び別冊航空写真30ページを御覧ください。

申請地は北山で、鬼子母神区民館の東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規です。移転後経営面積は1,245平方メートルとなります。

続きまして、第17項、18項及び第19項は同一受人の案件となりますので、まとめて説明いたします。別冊航空写真31ページを御覧ください。

申請地は杉田で、富士脳障害研究所附属病院の北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規となります。移転後経営面積は7万4,658.65平方メートルとなります。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは農業委員による採決を行います。

議第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第53号は、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

農地改良届出書の受理状況について説明します。

本日配付しました農地改良届出書についての受理状況、及び添付の航空写真を御覧ください。

農地改良計画変更届出の提出が2件ありました。

それでは、説明します。

第1項、根原■■■■番地、2万7,222平米のうち8,000平方メートル、第2項、根原■■■■番地の■■■■、3万9,793平方メートルのうち8,000平方メートルについて、所有者が異なりますが、農地改良の目的は同じなので、併せて説明します。

申請地は牧草地ですが、急勾配や凹凸があり、農作業車の走行や営農活動に影響が大きく、農地の造成を考慮しており、大倉川の農地防災ダム内の堆積土を牧草地に搬入・設置することで、勾配や凹凸を改善し、今後の営農活動の効率化を図るため、令和5年2月3日から令和5年6月30日を工事予定期間として届出が既にあったものです。

しかし、令和5年6月2日の台風2号による降雨により、造成のり面の崩壊及び表土の流出が発生したため、その復旧対策に日数を要することから、予定完了日を令和5年8月31日までに変更するものです。

なお、今回の農地改良の責任者は、富士農林事務所となり、静岡県の事業になります。

説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

次に、協議事項として、「富士宮市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を農業政策課から説明してもらいます。

農業政策課。

事務局 農業政策課 山本

皆さん、こんにちは。農業政策課の山本と申します。

日頃より、地域計画をはじめまして、農業政策の振興施策におきまして、御協力いただき、ありがとうございます。おかげさまで今、地域計画の協議の場も、順調に進んでおりまして、残り3回というふうな工程になっております。引き続きまして、農業委員、推進委員の皆様には、御協力を賜ればと思います。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、基盤法、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う基本構想の改正案につきまして、御説明をさせていただきます。

本改正につきましては、基盤法の改正というものが令和4年になされまして、令和5年に改正基盤法が施行されております。主な内容といたしましては、改正の概要というレジュメがございまして、その裏面を御覧いただくと、参考、基盤法における改正ポイントというところがございます。

内容といたしましては、まず、地域計画の策定に関する事項が追加されました。具体的には、農業者等による協議の場の設置の方法や、地域計画の区域の基準、地域計画の策定の進め方等が規定をされております。

また、②といたしまして、農業を担う者の確保及び育成に関する事項が追加をされました。

「農業を担う者」といいますのは、今まで皆さん、担い手、担い手と呼んでいました認定農業者の方ですとか、認定新規就農者の方に加えまして、新たな概念で、農業を担う者といわれる、いわゆる中小の、農業従事者の方、耕作者の方を、「農業を担う者」という位置づけで、今後、様々なバックアップを図りながら担い手に育成をしていくというふうな規定がされました。

③に関しましては、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項が追加をされております。

(2)の農地バンクの事業規定の改正というところにおきましては、農地バンクがいわゆる目標地図に位置づけられた農業を担う者に対しまして、貸付けを行っていくというような事業規定の改正、決定ルールが改正をされております。

また、農作業住宅に関する内容に関しても、内容が追加をされております。

これに関しまして、改正概要の表面を見ていただければと思うんですけども、まず、基本構想というものにつきましては、まず大元である基盤法に基づいて各県、都道府県において基本方針というものが定められております。この基本方針をもちまして、静岡県におきましては、各市町にお

いて基本構想というものを定めるというふうな構造になっております。

富士宮市における基本構想の構成は、改正案におきましては、7項目ございます。

まず、第1が、農業経営基盤の強化の促進に関する目標というところでありまして、まず、農業の現状において、直近のデータ等を反映いたしました。また、基本的な方向において、主に地域計画の策定に関する記載を中心に、担い手の育成と農地中間管理事業の活用による農地集積の推進を記載しております。

また、2の(1)としまして、効率的かつ安定的な農業経営を達成するための方策として、目標地図の作成に向けた取組を中心に、担い手を目標地図に位置づけ、集積促進を図ることを記載しております。

ページでいいますと、1ページ目からの内容となっておりますので、内容をまた御覧いただければと思います。

続きまして、ページでいうと4ページ目、こちら改正案のページの4ページ目でございますが、第2の農業経営の規模、いわゆる農業経営の指標と呼ばれておりますところでございますが、こちらは今回の改正では変更はされてございません。

飛ばしまして、ページでいうと11ページになります。

第3というところですが、農業経営の規模生産方式、経営管理の方法、農業従事の云々というところの、この第2の農業経営の指標、これに関しましても今回は変更されてございません。

続きまして、第4の農業を担う者の確保及び育成に関する事項、これは改正案の13ページでございます。

こちらに関しまして、基盤法の改正、あるいは県の基本方針の改正に伴いまして新設をさせていただきます。

主な内容といたしましては、担い手とされる認定農業者、認定新規就農者に加えて、先ほど申し上げました農業者全般を「農業を担う者」として定義をし、農業を担う者の確保と経営体として育成していく方向性についてを記載しております。

続きまして、14ページを御覧いただきたいです。

第5の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他、農用地の利用関係の改善に関する事項というところでございます。

こちらにも新設をされておりまして、具体的には、地域計画の区域である農用地を関係者一丸となって、利用集積を図れるよう取り組んでいくというような内容が記載をされております。

続きまして、ページは15ページを御覧ください。

こちらは、基盤法の促進事業に関する事項でございます。具体的には、地域計画の策定に関する手順と、令和6年度末までの現行法の経過措置等についての規定がなされております。

以上が、主な改正ポイントとなっております。

御意見、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方、挙手を。今の説明について質問のある方。

14番 旭 一昭委員

先ほどから、「農業を担う“しゃ”」っていう、言ってますけども、「担う“もの”」じゃなくて、“しゃ”っていう言い方が正ですか。

事務局 農業政策課 山本

国のほうは、「担う“しゃ”」というふうな説明をして、「担う者」で“しゃ”ですね。

法令上の定義というか、多分、農業者とか従事者ということの「者」という意味での農業を担う“しゃ”という、意味になっています。

14番 旭 一昭委員

そういう言い方になるわけ。

営む“しゃ”じゃないよ。“もの”だもん。

本当にそれが正解なの。

事務局 農業政策課 山本

そういう読み方で、はい。

14番 旭 一昭委員

私は違和感を感じてる。担う者、“しゃ”は「社」、会社の「社」なら分かるけどさ、「者」は“もの”じゃねえの。

事務局 池田主査

法令用語で「者」を“しゃ”と。

一応、法令用語として「者」と書いて、“しゃ”と呼ぶことが結構多く、ちょっと難解なんですけど、普段の一般の読み方とはちょっと違和感を感じてしまうかもしれないんですが。

14番 旭 一昭委員

はい、分かりました。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません、説明の中において、やはり“しゃ”っていう、聞いた中で違和感を感じるというのは確かにあるかなっていうのはありますよね。その中において、一般に説明する中において“もの”って言い換えても、その辺は問題ないというふうに解釈します。

議長

いいですか。ほかに御質問ありますか。

どうぞ。

10番 村松義正委員

ちょっと、流暢に説明が流れても、全く理解できないんですけどね。

一体何が改正されたのかなという思いがあるんですよね。どうなんですか、その辺は。

事務局 農業政策課 山本

すみません、説明のほうか。

今回の基盤法の改正というものが、一番、その趣旨としてありますのは、地域計画というものを作って、もう一度、人・農地プランのときに皆さん、お話をしたと思うんですけども、その話をもう1回、地域計画の中で再度実施をして、地域計画というものを作っていかねばいけない、これ法定化されております。

で、その内容を市町のほうにもきちんと実施をしていっていただくということの中で、実施するツールとして、この基本構想というものがございます。基本構想というのは、法律があって、それに基づいて各市町に、これは法律上でも基本構想を定めなければならないというふうな規定がございまして、その市町の中にこの基盤法の内容ですとか、あるいは認定農業者の認定の基準ですとか、こういったものを細かく規定を各市町の実情に応じて規定をしていくというふうな、法の精神と実際の行動規定みたいなものがあります。その行動規定を今回改正するというふうな趣旨になっていきます。

主な趣旨、改正の趣旨というものが、先ほど申し上げたような、地域計画の策定に関する事項の追加と、それから農業を担う者の育成に関する事項というものが加わって、今までの担い手の範囲からもっと広く、様々な農業者の方を対象に担い手に育成をしていく支援措置というものを盛り込んでいくというのが、この基本構想の改正案の2つ目のポイントになるというふうな内容になります。

議長

どうでしょう。

10番 村松義正委員

かつては、以前は、認定農業者が中心であるような解釈だったと思うんですよね。最近になって、今まで自分が耕作してるものも対象になってきた中で、なかなか、何ていうのかな、新たな新規就農者、地域から若者を呼び寄せるといっても不可能な状況ではあるけども。新たにまた、少ししかやってない農業者に対しても、それに参加するよということなんですけど、個人でやってる中で、今まで収入が上がらなくて、やりたいけど、やってもしょうがないっていう形のところが多いい中で、農業を続けるっていうのはちょっと、現実的じゃないという話だと思うんですけどね。

だから、いかにして収入を上げるかということが、基本的にあるんですけど、ただ集約だけして、今まで少ししかやってない人は自農しろという解釈にも取れるようなことだったんですよね。

ですので、その辺も含めて、今、小規模の農家がどうすれば太刀打ちできるのか、そういったこともちょっと考えていただければと思います。

事務局 農業政策課 山本

今、村松委員がおっしゃっていただいた内容が、まさにこの基盤法の改正の趣旨にもなっておりますので、それを基に基本構想を定めた上で、認定農業者の育成っていうのは、もちろんこれからも、いろいろ補助事業もありますし、制度もございますので、活用しながらも、これからその中小の担い手さんになり得る農業者の方たちをどう育成していくかってことも、地域計画の中で、これから話をしていきたいし、あるいは目標地図の中にしっかり位置づけて、中間管理ですとか、いろんな貸借の制度を活用していってもらって、円滑に農業が、営農が営めるように支援していきたいと思っております。

議長

いいですか。ほかにありますか。

[挙手なし]

議長

御質問がないようでしたら、よって、原案のとおり取り計らうこととします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次期農業委員会総会は、9月11日を予定しております。

以上をもちまして、令和5年8月、富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時22分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 番

会議録署名人

2 番